

あなたの想いを 未来に託して みませんか

横浜市立大学は、
「遺贈によるご寄附」
「相続財産からのご寄附」
を受け入れています。

いただいた寄附金は、
本学の教育・研究・医療のために
大切に活用させていただきます。

遺贈によるご寄附

- 遺贈とは、ご存命中に遺言書を作成し、遺産の一部を寄附することです。

相続財産からのご寄附

- 故人のご遺志、ご遺族の意思に沿って、相続財産からご寄附いただけます。

――横浜市立大学への寄附は一定の手続により非課税扱いとなります――



お手続の流れや活用事例は
下記URLもしくは右のQRコードよりご覧いただけます。
https://www.yokohama-cu.ac.jp/giving/kifu/izou.html

お気軽にお問い合わせください

横浜市立大学
YOKOHAMA CITY UNIVERSITY
電話 045-787-2447
（基金担当）
E-mail kifu@yokohama-cu.ac.jp